

～法人マーケット開拓に役立つ～

産婦人科

31

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

<http://www.arice-aip.co.jp>

株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に20支店を持ち、損害保険約25億円、生命保険約30億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著】

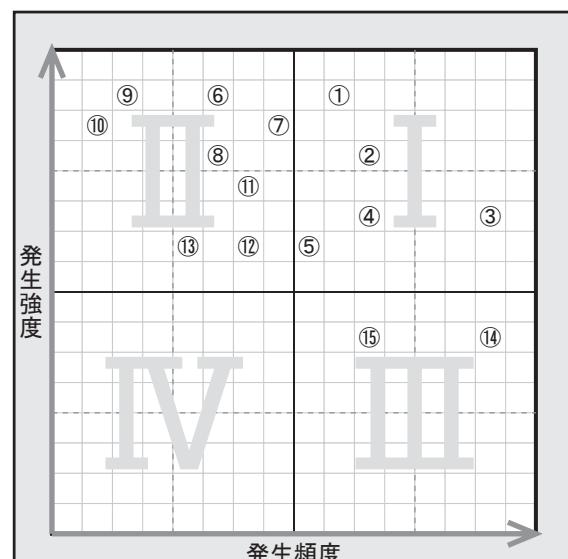
産婦人科のリスクマネジメント

◇産婦人科の特徴

深夜勤務等厳しい勤務条件や訴訟リスクを背景に、産婦人科業界では産婦人科医の不足が深刻化しています。平成20年の調査では産婦人科等の医師数は1万0012人で、10年ぶりに増加しましたが、依然として産婦人科医の不足が深刻化しています。しかし、国や業界団体の取組みの結果、助産師の就業人数が徐々に増えつつあります。助産師は看護資格を持つ国家資格であり、帝王切開等の医療行為は出来ないが、正常分娩の介助や産前産後の母子の保健指導を行います。一人の女性が一生に産む子どもの数「合計特殊出生率」は前年の1.37人から1.39人に上昇ましたが、晩婚化や女性の社会進出等で高齢出産が増えているという傾向があります。産婦人科の数は平成21年10月1日時点では1294か所であり、前年比1.9%（25ヶ所）の減少となっており、日本医師会の全会員数に占める産婦人科医の割合は6~7%にもかかわらず、日医医師賠償責任保険への医事紛争処理付託件数は20%、さらに保険金の支払となると全体の3割を占めるとも言われるほど産婦人科のリスクは高いのが現状です。その事故原因のほとんどは、過酷な労働環境等の要因から生じるうっかりミスやコンプライアンス違反であると言っても過言ではありません。営業形態別に産婦人科を分類すると、①出産中心の産婦人科（最も多いタイプ）、②婦人科疾患治療中心、③不妊治療中心（不妊症等の治療を専門に手掛ける医院）がありますが、今回は①出産中心の開業産婦人科を前提としてお話をしたいと思います。

◇リスクマップの例

- I ①医療事故
- ②医師・助産師等の不足
- ③風評被害
- ④過当競争
- ⑤過剰投資
- II ⑥院内感染
- ⑦使用者賠償
- ⑧食中毒
- ⑨火災
- ⑩天災（地震・台風等）
- ⑪施設賠償責任
- ⑫情報漏洩
- ⑬コンプライアンス違反
- III ⑭クレーム
- ⑮労働災害



◇産婦人科の特徴的リスク

産婦人科の特徴的リスクとしてまず挙げられるのは①医療事故です。原因としては②医師や助産師等の不足によるうっかりミスや⑬コンプライアンス問題が考えられ、巨額の損害賠償請求が想定出来ます。また、地域によって④過当競争が発生する可能性も高いため、事故に関わる③風評被害は患者数の減少に直結し、多額の⑤設備投資が焦げ付く可能性にもつながります。また、抵抗力の弱い新生児がいるため、衛生環境の徹底不足は⑥院内感染や⑧食中毒をもたらす可能性もあり、さらには妊婦の方が多いこともあります。施設の欠陥による転倒や転落等による⑪施設賠償責任の発生にも留意しなければなりません。従業員については、肉体的にも精神的にも過酷な環境下で業務を行うため、⑯労働災害発生の可能性も高く、場合によっては安全配慮義務違反を問われて⑦使用者賠償責任を負うケースも十分考えられます。また、業務の性質上、建物や設備・薬品等があり、資産における固定資産の割合が高いことから、⑨火災のリスクや⑩天災（地震・台風等）リスク、それらに伴う休業損失に備えることも非常に重要です。業務の性質上、取り扱う情報についてもセンシティブ情報が多いため、⑫情報漏洩のリスクにも注意をした方が良いでしょう。発生頻度の高いリスクとしては、様々な⑭クレーム（待遇、衛生問題、人格権侵害等）が考えられ、積み重なると大きな風評被害につながるので、注意が必要です。

◇産婦人科の具体的なリスク対策

産婦人科における最大のリスクは医療事故になりますが、平成14年に日本産婦人科医会が中心となって作成した「中小産婦人科医療機関における医療安全管理指針モデル」によると、発生原因は観察不足が189件、確認不足が87件、連絡不備が70件となっており、技術的なものは少なく、うっかりミスがほとんどでした。つまり、医療事故をなくすためには、人員不足を解消することが業界の最も重要な課題であり、まずは過酷な労働環境の改善、待遇改善等に取り組むことが必要です。最近では産科医を取り巻く労働環境が苛酷であるため、「セミオーブンシステム」という産科医療の分業を取り入れ、産科医の負担を軽減するような取組みを実施する自治体も増えています。妊娠初期から中期の妊娠健診等は身近な診療所、助産師等が行い、後期の検診や分娩は大規模病院と医療機関が分担する仕組みです。その他の医療事故を無くすための取組みとしては、医療事故を繰り返すリピーター医師を無くしたり、日進月歩で進む周産期医療や分娩監視装置の読み方等に関する①医師個人の研修や、医師の不足や患者の過剰を無くすための②医療スタッフの適性配置及び③チームによる対応、予約制として1時間に6人、患者一人当たり10分といった時間を確保したりする等の⑤余裕を持った医療等が挙げられます。近年は、他院との差別化や妊婦の快適な出産を支援するために、音楽や映像で妊婦をリラックスさせて陣痛の痛みを和らげる取組みやヨガやフィットネスの導入、カフェの設置や妊婦のアメニティーの充実を図る等の工夫をしている産婦人科も増えています。

◇産婦人科における保険活用

産婦人科の保険活用にあたっては、先ず①医療事故が挙げられます。医療に関する損害保険（医師賠償責任保険）は、業界団体が窓口となって普及しているものと単独の引き受けのものとの二つに分かれます。しかし、健全な女性と抵抗力の弱い新生児の両方を対象にするリスクの高い業務であることや近年の保険金支払いの内容等から、保険料の高水準化はもちろんのこと、引き受けに関しても全く引き受けない会社や慎重な姿勢を示している会社もあり、細心の注意が必要です。医療事故が起こってしまう要因としては、産婦人科医不足による医師本人および従業員にかかる負担の大きさですが、同時にそのような労働環境は⑯労働災害にもつながるだけではなく、安全配慮義務を問われて⑦使用者賠償を負うことも想定されるため、上乗せの任意労災保険や使用者賠償責任保険も準備するべきでしょう。当然ながら最も依存度の高い医師の業務不能に備えた所得補償保険や死亡等に備えた生命保険や退職金の準備も必要になります。また、⑥院内感染、⑧食中毒、⑫情報漏洩、院内での転倒事故等も想定されることから施設賠償責任保険やP.L.保険等の各種賠償責任保険の提案も検討する必要があると考えられます。業務の特性から建物や設備等の固定資産の割合が高いため⑨火災、⑩天災（地震・台風等）に備え、火災保険、機械保険を提案することも必要ですし、それに伴って休業を余儀なくされる場合に備えた利益保険や営業継続費用保険等の準備も必要です。